

森林環境税の活用に関する意見書

国は「平成30年度税制改正の大綱」の中で、森林吸収源対策に係る地方財源の確保として、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31（2019）年度の税制改正において、（仮称）森林環境税（以下、「環境税」という。）及び（仮称）森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）を創設することとした。

この環境税の課税は平成36（2024）年度から開始されるが、譲与税の交付は平成31（2019）年度から開始されることになっており、その用途については、市町村が行う間伐や人材育成といった「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられ、一方、都道府県では「森林整備等を実施する市町村に対する支援等に関する費用」に充てなければならないとなっている。

森林は水源涵養機能・地球温暖化防止機能・土砂災害防止機能・土壌保全機能などの公益的な機能を有しており、これらの恩恵を受けるべきは東京都民自身であることを考慮すると、譲与税は東京都の森林のために活用されるべきである。

本市は総面積の約4割が森林であり、その広さゆえに森林整備を強化することは喫緊の課題である。

また、林業の担い手不足の現状による適正な森林管理には限界があり、財政措置の支援は課題解決を図る上で有効である。

よって、八王子市議会は、東京都に対し、環境税及び譲与税の創設にあたり、下記の事項に取り組まれるよう強く求めるものである。

記

1. 都内の区市町村の譲与税の活用に関する担当窓口を設置すること。
2. 都内の区市町村に交付される譲与税が、多摩産材など東京都の森林のために活用されるよう積極的に働きかけること。
3. 東京都に交付される譲与税を活用し、農林業従事者をはじめとする諸関連団体の育成のための諸施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日

議 長 名

東 京 都 知 事 あて

消費税10%増税の中止を求める意見書

安倍首相は来年10月から消費税率を8%から10%への引き上げを行うとしている。消費税はもともと低所得者ほど負担が重い逆進的な税金である。政府は、「軽減税率」の周知やカードで買った場合の「ポイント還元」、「プレミアム付き商品券」の発行など景気対策を検討している。しかし、これらの対策が増税による消費者や中小業者の負担を緩和するどころか、逆に費用や手間を増やすものばかりであり、混乱と新たな格差をもたらすものとして批判が広がっている。また、増税4年後の2023年10月からは仕入れにかかった税額を証明する「インボイス」が求められ、年商が1,000万円以下の免税業者は発行できないため、取引から排除される恐れがある。商店経営に重大な影響をもたらし、「店をたたまなければならない」という深刻な声が商店街に広がっている。

非課税品目などを考慮して試算した結果では、年収2,000万円以上の世帯における消費税の負担割合は8%で1.5%、10%で1.8%なのに対し、200万円未満の世帯では8%で8.9%、10%では10.5%にもなる。低所得者が消費税率より高い負担率を押し付けられる異常な実態を浮き彫りにし、格差と貧困を広げるものとなっている。

日本経済の6割を占める家計消費は落ち込んだままである。安倍政権のもとで、家計消費は、2人以上世帯の実質消費支出でみて21万円減少し、さらに労働者全体（パートを含む）の実質賃金が18万円減少し、消費と所得という暮らしと経済の土台が悪化しているもとで、低所得者ほど負担が重い消費税の増税は、消費を後退させ、8%増税時にもあった消費不況の原因になるものである。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、社会保障などに必要な財源は、消費税に頼らず、経済の立て直しと大企業や高額所得者の適切な負担で確保すること、及び消費税増税は中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月18日

議 長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

} あて